

議事日程第 8 号

令和 4 年 (2022 年) 招集大阪狭山市議会定例会 6 月定例会月議会議事日程
令和 4 年 (2022 年) 5 月 30 日 午前 9 時 30 分開議
議会期間 (令和 4 年 5 月 30 日から同年 6 月 21 日まで 23 日間)

日程第 1	発議第 12 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 3	諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 4	諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 5	議案第 35 号	池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 6	議案第 36 号	池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 7	議案第 37 号	池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 8	議案第 38 号	池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 9	議案第 39 号	池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 10	議案第 40 号	池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 11	議案第 41 号	池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 12	議案第 42 号	大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 43 号	大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第 44 号	大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 15	議案第 45 号	大阪狭山市と富田林市の境界の変更について
日程第 16	議案第 46 号	大阪狭山市と富田林市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について
日程第 17	議案第 47 号	町の区域の変更について
日程第 18	議案第 48 号	令和 4 年度(2022 年)大阪狭山市一般会計補正予算(第

		4号) について
日程第19	議案第49号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第1号)について
日程第20	報告第1号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第21	報告第2号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第22	報告第3号	令和4年度(2022年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算の報告について
日程第23	請願第2号	府民のくらし最優先、カジノ誘致計画を認可しないよう求める請願について
日程第24	要望第3号	大阪府下のすべての市町村に犯罪被害者等支援条例の制定を求める要望について
日程第25	要望第4号	大阪狭山市立の小中学校で少人数学級実施とゆきとどいた教育環境を求める要望について
日程第26	要望第5号	避難所(体育館)へのエアコン設置を求める要望について

発議第12号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和4年(2022年)5月30日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生

記

9番 北好雄
10番 片岡由利子

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年(2022年)5月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 石 井 重 光

昭和18年〇〇月〇〇日生

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年(2022年)5月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 山 中 雅 典

昭和26年〇〇月〇〇日生

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年(2022年)5月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 川 井 さ ゆ り

昭和34年〇〇月〇〇日生

議案第42号

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す
る条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和4年(2022年)5月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大阪狭山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

4	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支の法律（平成17年法律第123号）による援事業の実施に関する事務であって規則で定
5	教育委員会	児童生徒の就学援助に関する事務であって規もの
6	教育委員会	特別支援教育の就学奨励に関する事務であつめるもの

援するため
地域生活支
めるもの
則で定める
て規則で定

を

4	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支の法律（平成17年法律第123号）による援事業の実施に関する事務であって規則で定
5	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措事務であって規則で定めるもの
6	教育委員会	児童生徒の就学援助に関する事務であって規もの
7	教育委員会	特別支援教育の就学奨励に関する事務であつめるもの

援するため
地域生活支
めるもの
置に関する
則で定める
て規則で定

に改める。

別表第2第1項中「生活保護関係情報」の次に「、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」を加え、同表第2項及び第3項中「生活保護関係情報」の次に「、外国人生活保護関係情報」を加え、同表に次のように加える。

5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報、年金給付関係情報、特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
------	---	---

別表第3中「及び生活保護関係情報」を「、生活保護関係情報及び外国人生活保護関係情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例について

大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和4年(2022年)5月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例（平成20年大阪狭山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「附則第5条」を「附則第3条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案第44号

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例に
ついて

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和4年(2022年)5月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例

大阪狭山市手数料条例（平成12年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第11の6の項中「第60条」を「第60条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第45号

大阪狭山市と富田林市の境界の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、令和4年12月27日から大阪狭山市と富田林市の境界を次のとおり変更することを大阪府知事に申請したいので、議会の議決を求める。

令和4年(2022年)5月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市から富田林市に編入する区域

大阪狭山市東茱萸木三丁目 2 1 4 6 の 3 1 の一部、 2 2 2 6 の 1 の一部、 2 2 2 7 の一部、 2 2 2 8、 2 2 2 9、 2 2 3 0 の 1、 2 2 3 0 の 2、 2 2 3 1 から 2 2 3 3 まで、 2 2 3 4 の 2 の一部、 2 2 3 5 の 2 の一部、 2 2 3 6 の 2 の一部、 2 2 5 9 の 1、 2 2 5 9 の 2、 2 2 6 2、 2 2 6 3、 2 2 6 4 ・ 2 2 6 5、 2 2 6 6、 大阪狭山市半田二丁目 3 2 1 の 2、 3 2 2 の 2、 3 3 5 の 3、 2 2 9 0 の 3、 2 2 9 0 の 5 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに大阪狭山市半田二丁目 3 2 2 の 1、 3 2 3、 3 2 4 に隣接する道路である公有地の全部

富田林市から大阪狭山市に編入する区域

富田林市伏山一丁目 2 5 3 の 1 の一部、 2 6 5、 2 8 1 の一部、 2 8 2 の一部、 2 8 7 の 2 の一部、 3 7 7 の一部、 3 7 8 の一部、 4 7 2 の 2 の一部、 4 7 2 の 3、 4 7 3 の 2 の一部、 4 7 6 の 2 の一部、 4 7 7 の 2 の一部、 4 8 1 の一部、 4 8 2 の一部、 4 8 3、 4 8 3 の乙、 4 8 3 の丙、 4 8 4 の甲の一部、 4 8 4 の乙、 4 8 6 の 1 の一部、 4 9 2 の一部、 4 9 9 の一部、 5 0 0 の 2 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

議案第46号

大阪狭山市と富田林市の境界変更に伴う財産処
分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第5項の規定により、大阪狭山市と富田林市との境界変更に伴う財産処分について、次のとおり富田林市と協議したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年(2022年)5月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

境界変更に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第5項の規定により、大阪狭山市と富田林市との境界変更に伴う財産処分は、次のとおりとする。

なお、この協議による財産処分が効力を生ずる日は、総務大臣の告示により、大阪狭山市と富田林市との境界変更に係る地方自治法第7条第1項の処分が効力を生ずる日とする。

令和 年（ 年） 月 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

富田林市長 吉村 善美

1 大阪狭山市が所有する次の財産は、富田林市の所有とする。

大阪狭山市東菜萁木三丁目 2 2 2 6 の 1 の一部、2 2 2 7 の一部、2 2 2 8、
2 2 2 9、2 2 3 0 の 1、2 2 3 1 から 2 2 3 3 まで、2 2 3 4 の 2 の一部、
2 2 3 5 の 2 の一部、2 2 3 6 の 2 の一部、2 2 5 9 の 1、2 2 5 9 の 2、2 2 6 2、
2 2 6 3、2 2 6 4 ・ 2 2 6 5、2 2 6 6、大阪狭山市半田二丁目 3 2 1 の 2、
3 2 2 の 2、3 3 5 の 3、2 2 9 0 の 3、2 2 9 0 の 5 の一部及びこれらの区域に隣
接介在する道路、水路である公有地の全部並びに大阪狭山市半田二丁目 3 2 2 の 1、
3 2 3、3 2 4 に隣接する道路である公有地の全部

2 富田林市が所有する次の財産は、大阪狭山市の所有とする。

富田林市伏山一丁目 2 5 3 の 1 の一部、2 6 5、2 8 1 の一部、
4 8 4 の甲の一部、4 8 6 の 1 の一部、4 9 9 の一部、5 0 0 の 2 の一部及びこれら
の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

(注) 地番については、令和 3 年 1 2 月 1 日現在のものである。

議案第47号

町の区域の変更について

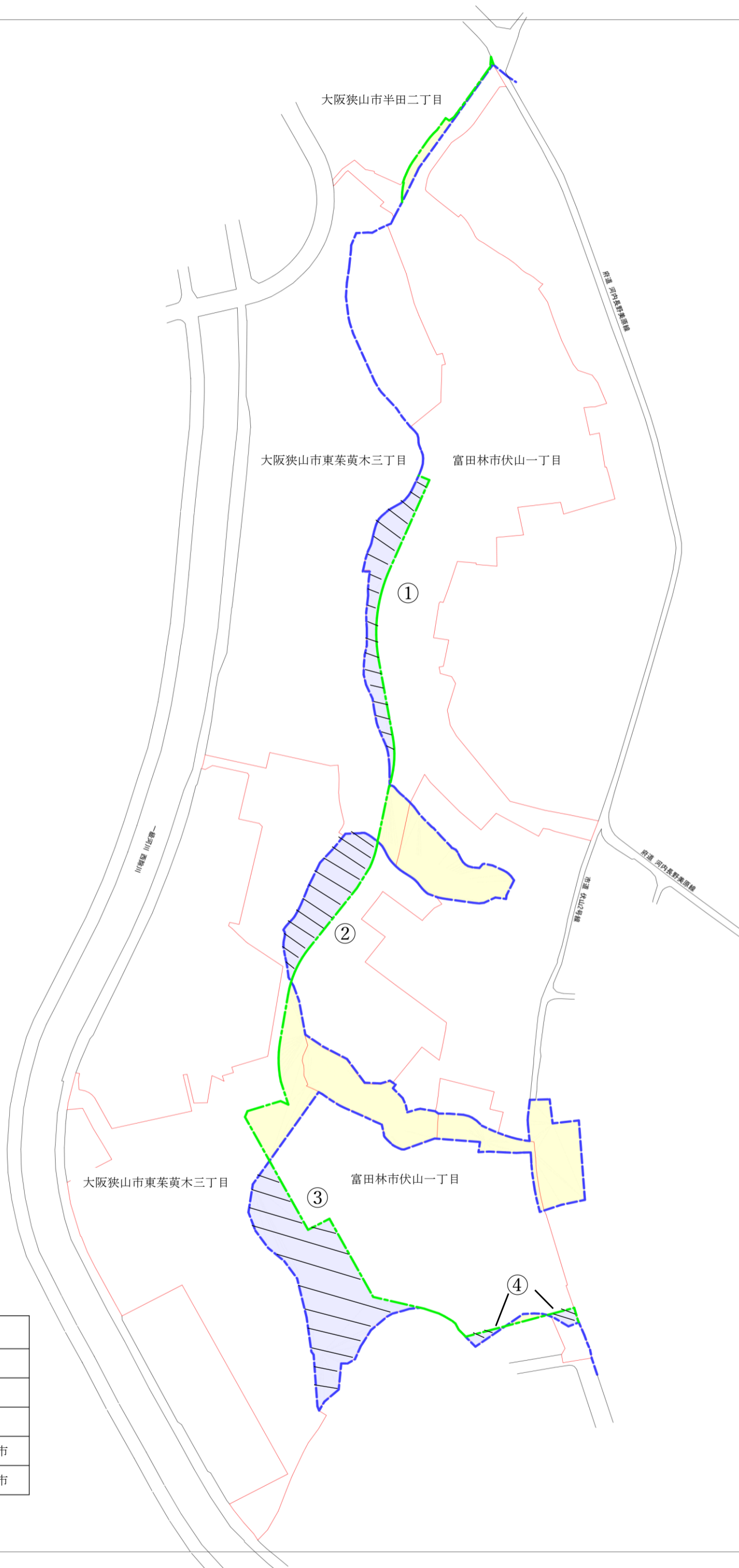
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、下記のとおり町の区域を変更することについて、議会の議決を求める。

令和4年(2022年)5月30日提出

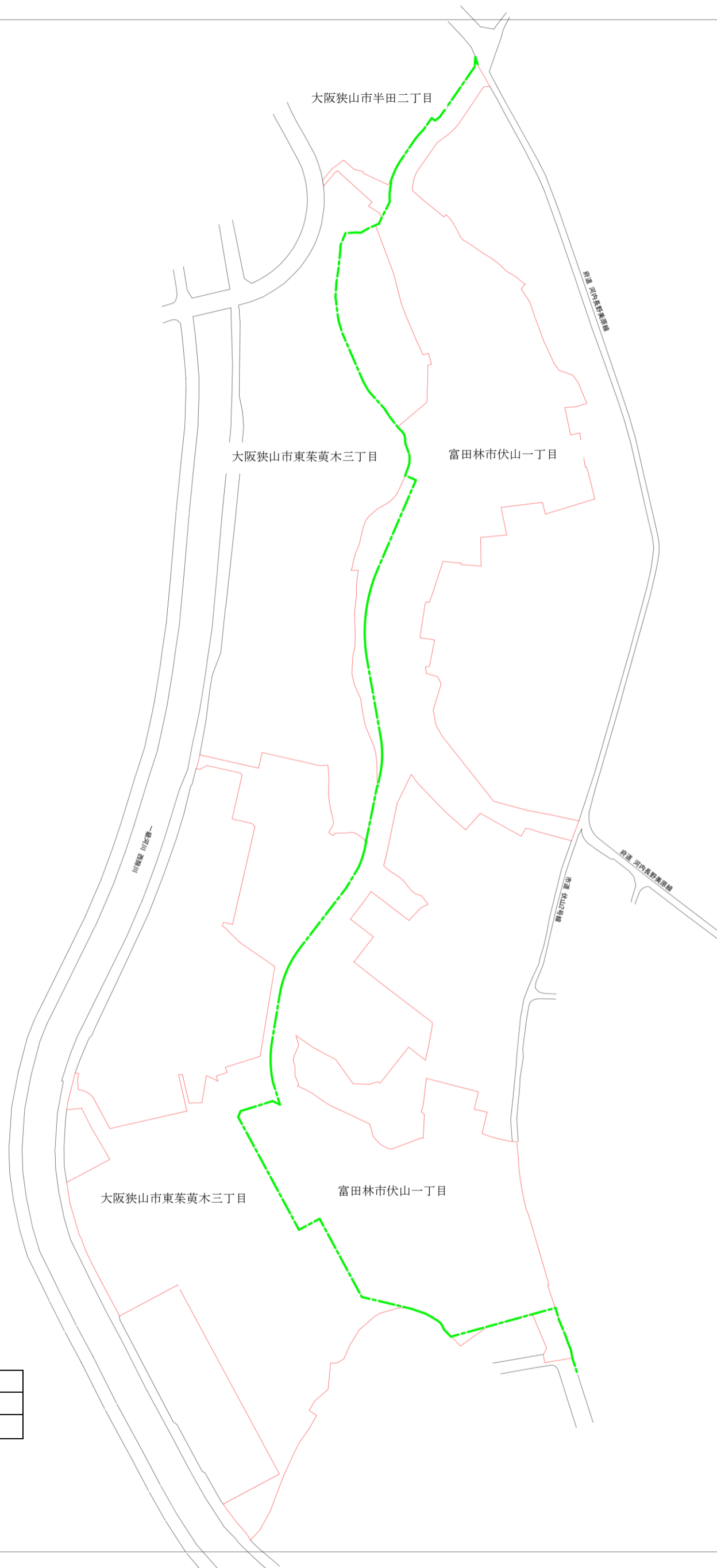
大阪狭山市長 古川 照人

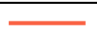

記

- 1 別図1の斜線で示す伏山一丁目の区域を廃止する。
- 2 別図2に示す通り、1において廃止した区域を東菜菔木三丁目の区域に編入する。



凡 例	
	地区計画区域線
	行政区域線 (変更前)
	行政区域線 (変更後)
	富田林市→大阪狭山市
	大阪狭山市→富田林市



凡 例	
	地区計画区域線
	行政区域線

議案第48号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第4号)を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)5月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第49号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)5月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

報告第 1 号

令和 3 年度 (2021 年度) 大阪狭山市一般会計予算繰
越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、令和 3 年度 (2021 年度) 大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 4 年 (2022 年) 5 月 30 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				一般財源	
					既 特 定 財 源	収 入 財 源	未 収 入 財 源			財 源
							国・府支出金	地方債		
					円	円	円	円	円	円
2.	総務費	特別会計繰出事業	299,000	299,000						299,000
2.	総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	4,928,000	4,928,000		4,928,000				0
3.	民生費	1. 社会福祉費 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金支給事業	25,516,000	25,438,000		25,438,000				0
3.	民生費	1. 社会福祉費 住民税非課税世帯等 臨時特別給付金支給事業	233,214,000	230,906,000		230,906,000				0
3.	民生費	2. 児童福祉費 子育て世帯への臨時特別給付金 給付事業	5,512,000	5,512,000		5,512,000				0
7.	土木費	2. 道路橋梁費 交通安全施設整備事業	195,000,000	195,000,000			104,000,000			3,950,000
7.	土木費	3. 都市計画費 都市公園等整備事業	93,900,000	93,900,000			53,900,000			110,000
9.	教育費	2. 小学校費 感染症対策・学習保障支援事業	9,900,000	9,900,000		4,950,000				4,950,000
9.	教育費	3. 中学校費 感染症対策・学習保障支援事業	4,500,000	4,500,000		2,250,000				2,250,000

報告第 2 号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年(2022年)5月30日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

令和3年度（2021年度）大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				の			財		源		内		訳	
					既 特 定 財 源	入 源	未 収 入	国・府支出金	地 方 債	特 定 財	源	そ の 他	一 般 財 源						
														円	円	円	円		円
1. 総務費	1. 総務管理費	一般管理事業	299,000	299,000															0

報告第 3 号

令和4年度(2022年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、令和4年度(2022年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算について別紙のとおり報告する。

令和4年(2022年)5月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人